

## 第九章 裁判所

- (一) 憲法第五十七條
- (二) 同上第五十八條
- (三) 裁判所構成法第五十七條以下
- (四) 退職
- (五) 憲法第五十九條
- (六) 法令審査權

イ、副署ナキ法律ハ裁判官ニ於テ適用スルコトヲ得ルヤ、憲法副署ノ規定ニ反ス、之ヲ用フルコトヲ得ス、  
ロ、議會ノ協賛ヲ經タル法律ナルヤ否ヤヲ審査スルコトヲ得ルヤ、否認論ハ議會ハ協賛權ヲ以テ臣民ニ命令スルコトヲ得ス、從テ法律カ臣民ニ對シ法規トシテノ拘束力ヲ有スルハ議會ノ協賛ニ非ラス、裁可ニアリ、君主ノ裁可ヲ經テ法定ノ形式ニ從ヒテ公布セラレタル以上ハ實際議會ノ協賛ナキモ臣民ハ之ヲ遵奉セサルヘカラス、裁判官モ適用セサルヘカラス、殊ニ法律前文ニ議會ノ協賛ヲ經タルコトヲ明記シタル以上ハ之レ君主ニ於テ協賛ヲ經タルコトヲ公認スルモノニシテ裁判官ハ協賛ノ有無ヲ審査スルコトヲ得ス、若シ之ヲ審査セハ議會ノ組織内容ヲ審査スルコトナリ司法權ヲ以テ立法機關ヲ監督スルノ不當ヲ見ル、

積極論 ハ前述ヲ反駁シテ曰ク、協賛ナクレハ法律ハ成立セス、君主裁可アルモ法律タルニ非ス、又單ニ法律ノ前

文ニヨルトスルモ君主自身ノ真正ナル公證ナルヤ否ヤハ疑問ニ屬ス、又司法裁判所カ協賛ノ議決ノ適否又ハ其議決ニ與カリシ議員ノ資格ヲ審査スルヲ得サルハ勿論ナリ、ト雖モ協賛ノ有無ヲ審査スルハ之ト異ナリ議會内部ノ問題ニ非ス、協賛議決ト適否ト協賛ノ有無トハ別個ノ問題ナリ、協賛ノ有無ハ眞ノ法律ナリヤ否ヤニ關シ、眞ノ法律ナラサルトキハ裁判所ニ於テ適用スヘキモノニ非ラサルヨリ特別ノ明文ヲ以テ制限セサル以上ハ此ノ審査權ハ裁判所ニ屬ス、

ハ、樞密院ノ諮詢ヲ經サル法令ハ法令トシテ無効ニアラス、

ニ、法律カ憲法ニ牴觸セサルヤ否ヤヲ審査スルコトヲ得ルヤ、裁判官ハ法律ノ解釋適用ヲ司ル、其法律ハ外形ノミヲ有スルニアラスシテ眞正ノ法律タルヘシ、而シテ我憲法上法律ニ牴觸スルコトヲ得ス、憲法ニ牴觸シタル法律ハ國法トシテ眞正ニ其效力ヲ有スルモノニアラス、……裁判官ハ法律ノ違憲ナルヤ否ヤヲ審査スル權アリ、(憲法篇)

法律ノ内容カ憲法ニ違反スルヤ否ヤニ關シテハ裁判所之ヲ審査スルノ權ナシ、……我憲法ハ決シテ米國憲法ノ如ク立法司法及行政ノ三權カ對等ノ地位ヲ以テ相並行スルコトヲ主義トスルモノニ非スシテ立法權ノ行爲ヲ國家最高ノ意思表示トシ、司法權ト行政權トハ其下ニ並フモノトセリ、……法律ノ内容カ果シテ憲法ニ牴觸スルヤ否ヤハ立法權自身カ最高ノ解釋權ヲ有ス、……法律カ議會ノ議決ト天皇ノ裁可トヲ經テ確定成立スルトキハ、是レ議會モ政府モ其憲法違反ナラサルコトヲ確認シタルモノト認ムヘク、……裁判所ハ之レニ服從スルヲ要ス(撮要)

權力分立主義ノ結果トシテ生シタル米國憲法ノ他ノ一ノ著シキ特色ハ裁判所ノ法律審査權ニ在ル(他ノ特色トハ

一、政府ノ組織ニ付イテ、執行權ノ首長テアツテ、且ツ同時ニ自ら責任ノ衝ニ立ツ者ハ大統領テアルコト、二、政府

ト議會トノ關係ハ兩者殆ト全ク獨立ノ地位ニアルコト)……米國テハ裁判所ハ法律ノ解釋ヲ定ムルニハ議會ト獨立ナ最高ノ權能ヲ有スルモノトセラレ、隨テ憲法ノ解釋ニ於テモ立法權者ノ解釋ニ拘束セラルルコトナク、假令法律ヲ以テ定メラレタトシテモ、裁判所ニ於テ之ヲ憲法違反ト解釋スルナラハ之ヲ無効ナリト宣言スル權ヲ有ツテ居ル(日本憲法)

法律カ憲法違反ナルヤ否ヤヲ審査スルトセハ司法權ヲ以テ立法權ヲ害スルノ結果三權分立ノ趣旨ニ反ストシ法律ヲ審査スルコトヲ得スト謂フ者アレトモ、之レ司法權カ法ヲ廢止變更スルニアラスシテ無効ノ法ヲ適用セサルノミナルヲ以テ決シテ權力分立ノ趣旨ヲ害スルニアラス(要綱)

法律カ條約ト牴觸シタル場合、ハ若シ後ノ條約カ前ノ法律ニ牴觸スルモノナルトキハ之レ條約ヲ以テ法律ヲ變更シタルモノナルヲ以テ、後ノ條約ヲ適用セサルヘカラス、後ノ法律カ前ノ條約ニ牴觸スルモノナルトキハ立法權者ハ之ヲ以テ條約ニ牴觸セサルモノト解シタリト認ムルノ外ナク、裁判所ハ其解釋ニ服從スルヲ要ス(提要)

## 第十章 豫算

### (一) 豫算ト訓令

豫算ハ訓令ニ非ラス、訓令ト謂ヘハ唯訓令ヲ受クル官廳ノミヲ拘束シ決シテ訓令ヲ發スル者ヲ拘束スル力ナシ、豫算ハ憲法ノ特別條規ニ該當スル場合ノ外天皇自身モ亦之ヲ變更スルコト能ハス、豫算ハ天皇自身ヲモ拘束ス、(憲法論)

豫算ハ一般官廳ニ對スル天皇ノ職務上ノ訓令タル性質ヲ有ス、豫算ハ議會ノ議決ニヨリテ既ニ確定スト雖モ議會ハ官廳ニ對スル訓令權ヲ有スルモノニ非サルヲ以テ、……一般官廳ニ對スル拘束力ヲ有セス……裁可ニヨリテ官廳ニ對スル職務上ノ訓令タル性質ヲ生ス、(撮要)

豫算ハ政府ノ財政行爲ニ關スル制令ナリ、財政ヲ行フニ憲法上必要條件ナリ、(要論)

(二) 豫算制定ニ關シテハ、獨逸國憲法第八十五條「國ノ總收入及總支出ハ各會計年度毎ニ之ヲ豫測シ豫算ニ編製スルコトヲ要ス、豫算ハ會計年度開始前ニ於テ法律ヲ以テ之ヲ定ム」トセリ、

### (三) 豫算ト裁可

憲法中政府カ云々ト規定セル場合ニテモ多クハ政府カ獨立シテ之ヲ爲シ得ルモノニアラス、皆天皇ノ命ヲ奉シテ之ヲ爲スナリ、(豫算案提出モ勅命ナリ) 豫算ハ國家財源及歲出ニ關スル制令ナリ、此制令ハ天皇之ヲ定ムルモノナリ、行政官廳政府等カ自ラ財源ヲ定メ支出スルコトヲ得サルナリ、天皇之ヲ定メサルヘカラス、天皇之ヲ定ムル以上ハ裁可ヲ要スルハ明カナリ、(帝國憲法要論)

豫算ハ議會カ豫メ政府ノ爲スヘキ收入支出ニ對シ同意ヲ與フル意思表示ナリ、……議會カ政府ニ對シ同意ヲ與フル手段ナルヲ以テ、天皇ノ裁可ニヨリテ始メテ效力ヲ生スルモノニ非ス、豫算ハ議會ノ議決ニ依リテ確定成立シ、大權ニ依リテ裁可スルト否トノ自由ナク、又裁可ヲ成立要件トナスモノニモ非ス、何トナレハ豫算ハ國家ノ意思表示ニ非スシテ唯議會ノ政府ニ對スル機關意思ノ表示ニ外ナラサレハナリ、……豫算ノ協賛ハ豫メ大臣ノ責任ヲ解除スルモノナリ、……豫算ハ議會ノ議決ニ依リテ既ニ成立ス、裁可ハ唯之ヲ詔勅トシテノ形式ヲ與ヘ隨ツテ收入支出ヲ實行スヘキ一般官廳ヲ拘束スル力ヲ與フル行爲タルニ止スル(憲法撮要)

豫算案ニ付テハ天皇ニ不裁可ノ自由ナシ、議會議決セハ必ス裁可セサルヘカラス、蓋シ國家ノ歳入歳出ハ毎年議會ノ協賛ヲ經タル豫算ニ依ルヘキコトヲ憲法ハ定ム、天皇モ亦拘束セラル、且ツ憲法第七十一條ニ豫算不議定、豫算不成立ハ不裁可ヲ含マス、天皇ニ裁可ノ自由ナシ、然レトモ不裁可ノ自由ナキコトハ以テ豫算ニ裁可ヲ必要トセサル理由トスルニ足ラス、豫算ハ「議會ノ議決」ニアラス「協賛ヲ經」トアルナリ(帝國憲法要論)

(四) 會計法第二條

(五) 會計法第三十條

(六) 同上第七條第二項

(七) 會計法第六條

(八) 憲法第六十九條、會計法第九條

(九) 憲法第六十五條

(十) 豫算先議權、嘗テ貴族院ハ明治二十五年歳入出總豫算追加案ニ於テ衆議院ノ削除セル數款中政府原案ノ金額以內ニ於テ復活修正シタリ、衆議院ハ貴族院ノ議決ヲ不法トシ、上奏裁可ヲ仰キタルニ樞密院ニ諮詢ノ後左ノ勅語ヲ與ヘラル、

憲法上豫算ニ對スル貴族院及ヒ衆議院ノ協賛權ハ我カ帝國憲法第六十五條ニ依リ衆議院ハ貴族院ニ先チテ政府ヨリ豫算案ノ提出ヲ受クル外兩院ノ間ニ軒輊スル所ナキモノナリ故ニ後議ノ議院ハ前議ノ議院ニ對シテ何等羈束セラレ、コトナク從ツテ前議ノ議院ニ於テ削除セル條項ヲ存留スルハ素ヨリ後議ノ議院ノ修正權內ニ屬スルモノトス但シ後議ノ議院ハ前議ノ議院ニ對シ議院法ノ命スル所ニ依リ同意ヲ求ムルヲ以テ唯一ノ手續トスルノミ、

(十一) 憲法第六十六條、「現在」トハ憲法施行當時ヲ指ス(憲法要綱)

(十二) 既定ノ歳出

議會ノ協賛ヲ經サル前即チ豫算提出ノ際ニ於テ天皇ノ大權ニ基キ既ニ定マレルモノヲ指スモノニシテ命令又ハ條約ノ如キ將來ニ向テ効力ヲ永續スヘキ國家行爲ニ依リ定マリタルモノヲ稱スルナリ、故ニ前年度ノ豫算確定後新タニ官制ヲ設ケ或ハ常備兵額ヲ増加シタルトキハ之レニ必要ナル費用モ亦既定ノ歳出タルナリ、……斯ク解セサレハ憲法第一章ニ規定シタル天皇ノ大權作用ノ大部分ハ豫算議定權ニヨリテ制限セラレ大權作用ハ有名無實ニ歸セサルヲ得ス、例ヘハ官制ヲ定メ若ハ常備兵額ヲ定ムルコトカ議會ノ豫算議定權ニ依リ左右セララルカ如シ(憲法篇)

前年度ニ於テ豫算トシテ成立セルモノヲ外ニシテ既定ノ歳出 アラス、若シ憲法篇ノ如キハ議會ノ豫算ニ對スル協賛權ハ實際薄弱トナリ立憲政體ノ本旨ニ悖ル、大權費ノ保障ヲ爲スニ當リ大權ノ絕對ノ自由ヲ期スル趣旨ナラハ既定

ノ費用ト將來ノ費用トヲ區別スヘキ理由ナシ、將來ノ豫算ヲ削除スルモ亦議會カ大權ノ自由ノ行動ヲ拘束スルノ嫌アルヘシ、既ニ成例トナリタル經費ヲ妄ニ削減スルコトハ國政ノ圓滑ニ支障鈔カラサルヲ以テ之ヲ防止スルノ趣旨ト解スルヲ妥當トス（憲法要綱）

(十三) 豫算ノ不議定又ハ不成立ハ皆議會ニ於ケル事實ナリ、不裁可ニ因ル豫算ノ不成立ナルモノハ決シテアルコトナシ、何トナレハ天皇ハ議會ノ議決セル豫算案ニ裁可ヲ與フルコトヲ拒ム能ハサレハナリ（帝國憲法論）

(十四) 議會ハ豫算ヲ否決スルコトヲ得ス、（提要）

(十五) 會計法第九條

(十六) 後日トハ豫備金ヲ支出シタルトキハ年度經過後帝國議會ニ提出シ其承諾ヲ求ムルコトヲ要ス、此ノ年度經過後ノ意味ナリ、

(十七) 責任支出可否論

豫算外支出ノ財源トシテ豫備費ノ設アリト雖モ、是レ必スシモ豫備費ヲ以テ其唯一ノ財源ト爲シ、其以外ニハ絕對ニ支出ヲ許ササルノ趣意ニ非ス、豫備費ノ定額ハ唯豫測ニ止マルヲ以テ、其性質上必スシモ避クヘカラサル臨時ノ必要ヲ充スニ足ルコトヲ保セス、豫備費ヲ以テ其必要ヲ充タス能ハサル場合ニ於テ若シ國庫ニ剩餘金ノ存スルアリテ其財源ヲ充タスコトヲ得ハ、剩餘金ヲ豫算外ノ支出ニ充ツルモ敢テ憲法ノ禁スル所ト認ムヘキ根據ナク、又多年ノ慣例ノ承認スル所ナリ、（撮要）

豫備費ハ本豫見スヘカラサル費用ノ爲メニ設ク、其性質ニ於テ支出ヲ限定シ能フヘキモノニアラス、（提要）

憲法第六十九條ニ豫備費ヲ設クルコトヲ命シタルコト及ヒ會計法第二十條ニヨリ剩餘金ハ其翌年度ノ歳入ニ繰入ルヘキコト、又憲法第七十條ニヨリ豫備費不足ノ場合ニ同條ニヨリ處分シ得ルコト、更ニ政府ノ責任ヲ以テ臨時豫算通過又ハ豫算外ノ支出ヲ爲スコトヲ認メタル規定ナキコト、……明カニ憲法違反ナリ（憲法編）

憲法第六十四條カ責任支出ヲ許ス條文ナリトセハ憲法第六十九條ハ其存在ノ意味ヲ失フヘク又第七十條ハ適用ノ大半ヲ失ハム、

責任支出ヲ認メハ豫算制度其ノモノハ殆ント其必要ナカラン、

憲法第六十四條ニハ後日帝國議會ノ承諾ヲ求ムルヲ要ストアリ、第七十條ノ緊急處分ハ、次ノ會期ニ於テ承諾ヲ求ムトアリ、……夫レ程緊急ナラサル責任支出カ唯、日議會ノ承諾ヲ求レハ足ルトハ權衡ヲ失スルコト甚タシ……之ヲ要スルニ第六十四條第二項カ責任支出ノ權源ヲナスニアラス……責任支出ヲ認ムヘキ法理上ノ根據ナキナリ（憲法論）

(十八) 憲法第六十二條第三項、會計法第六條第三項、

## 第十一章 帝國憲法

(一) 政體書 全體十二綱領ヨリ成ル、重ナルモノ次ノ如シ

一、天下ノ權力凡テ之ヲ太政官ニ歸ス則チ政令ニ途ニ出ツルノ憂ナカラシム、太政官ノ權力ヲ分テ立法行法司法ノ三權トス則チ偏重ノ憂ナカラシムルナリ、

一、立法官ハ行法官ヲ兼ヌルヲ得ス、行法官ハ立法官ヲ兼ヌルヲ得ス

一、各府藩縣皆貢士ヲ出シ議員トス議事ノ制ヲ立ツルハ輿論公議ヲ執ル所以ナリ

一、諸官四年ヲ以テ交代ス公選入札ノ法ヲ用ユヘシ但今後初度交代ノ時其一部ノ半ヲ殘シ二年ヲ延シテ交代ス斷續宜シキヲ得シムルナリ若其人衆望ノ所屬アツテ難去者ハ猶數年ヲ延ササルヲ得ス

(太政官トイフ最高ノ官職ヲ設置シタノテナク七官ヲ總括シテ稱シタニ過キナイ、(福岡子爵談)(太政官分爲七官)

(公選入札トアルハ選舉ノコト)

(二) 民間ニ於ケル憲法起草會ハ福澤諭吉氏一派ナリ

(三) 權利請願權利條例 ハ英國ニ於テ一六二九年及一六八九年ニ發シタル國王ノ謂ハハ約束手形ナリ、之ヲ法トイフヨリモ國王ト國民トノ間ニ於ケル約束ニシテ國民ノ權利ヲ保障スル爲メノモノナリ、即チ國王ノ權利ヲ制限スル結果ヲ有スルモノニシテ將來國民ノ權利ヲ侵害セサルコトヲ誓約シタルモノナリ、

(四) 豫算先議權ノ問題ニツキテノ實例ハ憲法解釋權ノ實例ナリ、豫算ノ章ノ註參照。

帝國憲法終

大正十五年五月廿八日印刷  
大正十五年五月三十日發行

帝國憲法奧付  
【定價金壹圓】

著作者 福田 虎 龜

發行者 東京市麴町區大手町二丁目三番地  
警察講習所學友會

印刷者 東京市神田區三崎町三丁目七拾一番地  
鈴木 守 二

印刷所 東京市神田區三崎町三丁目七拾一番地  
株式會社 共榮 舍

不許  
複製

發行所 東京市麴町區大手町二丁目三番地  
警察講習所學友會

賣捌所 東京府下巢鴨池袋一九九五  
大學書房

終